

第 56 回伊方原発再稼働を止めよう！

広島市民の生存権を守るために伊方原発再稼働に反対する 1 万人委員会

◆日時：2014 年 12 月 27 日（土曜日）15:00～16:00 ◆場所：広島平和公園 元安橋東詰出発

<http://hiroshima-net.org/yui/1man/>

◆主催：広島市民の生存権を守るために伊方原発再稼働に反対する 1 万人委員会（連絡先 1man_office@hiroshima-net.org）◆文責：哲野イサク ◆チラシ編集・作成：網野沙羅

広島から一番近い原発

中国電力の島根原発ではなく

直線
わずか
100km

愛媛の四電・伊方原発

伊方原発再稼働、30km 圏内
自治体同意が法的要件福島原発事故後の
原発再稼働の絶対条件

福島原発事故後、私たちはまだ原発と袂を分かっていません。それどころか、安倍晋三首相の率いる自公連立政権は、原発を日本に必要不可欠な電源としていますし、広島市議会自民党の今田良治幹事長（安佐北区）は「原発なしでは日本は電力不足になります」と私たちに答えています。私たちは、広島市議会に対して、広島からもっとも近い原発、四国電力・伊方原発の再稼働に反対する市議会決議を採択するように求めています。広島市議会 52 人の市議員中、私たちの求めに賛成してくれる議員は、今のところ 9 名しかいません。

しかし、現在の日本で原発を再稼働するのは簡単ではありません。原発再稼働のハードルが格段に上がっているからです。大きくいって、原発再稼働の絶対条件は 2 つあります。

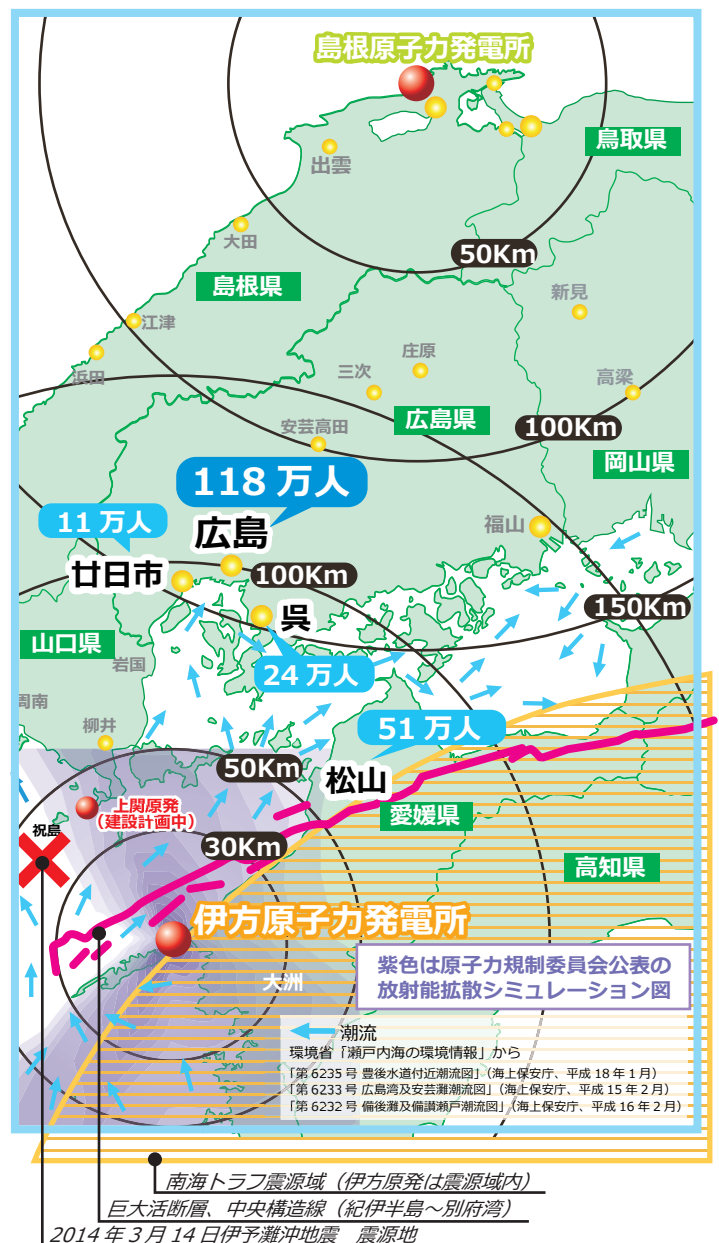
- ① 原子力規制委員会の原発（実用発電用原子炉）規制基準に適合（合格）すること
- ② 原発地元の人たち（それはほとんどの日本国民と同義です）の同意をとりつけること

そして原子力規制委員会の規制基準に適合するためには最低次の 3 点が必要条件となります。

- ① 原子炉設置変更許可
- ②（許可された原子炉設置変更に基づく）工事計画認可
- ③（設置変更許可、工事計画認可を担保する）保安規定認可

主要なマスコミは、規制委の原子炉設置変更許可が出ただけで「川内原発再稼働決定」とか、甚だしい場合には、変更許可の審査書案が出た段階で「高浜原発再稼働決定」と大いに囃し立てていますが、それら報道は正しくありません。

最大の難関、日本国民の再稼働同意をとりつけなければならないという次の段階が待っているからです。私たちは果たして原発再稼働に同意するでしょうか…。



原発（実用発電用原子炉）規制基準適合の3要件

「実用発電用原子炉（**原発**）の規制基準適合（**合格**）」とは、どんな要件を満たさなければならないのかを考えてみます。

2013年7月8日原子力規制委員会は「実用発電用原子炉（**原発**）の規制基準」を施行しました。図1と図2は、その際、規制委が公表した「規制基準の概要」を抜粋したものです。

図1は、「万一シビアアクシデントが発生した時、その進展を食い止める対策」を原発事業者に要求しているのが、大きな特徴、としている個所です。ここで「**⑤ハードとソフトが一体として機能することが重要**」と、福島原発事故前は、ソフトウェア（現場作業などの人間的要素）を無視してきたこと

を踏まえて、「ハードとソフトを一体化して規制・審査」するところが、今回規制基準の大きな特徴だと述べています。実はここでハードといっているのは、審査申請項目でいえば、「原子炉設置変更許可」に相当します。

そしてソフトといっているのは、現場の運営や安全意識、とっさの時の人の対応や、苛酷事故を想定した日頃の訓練などを含んだ「保安規定認可」に相当します。

つまり規制委は「原子炉設置変更許可」と「保安規定認可」を一体のものとして審査します、といっているわけです。

図2は、それら申請と審査・検査の進め方をイメージ化したチャートです。

図1 実用発電用原子炉に係る新規規制基準について 概要6頁

シビアアクシデント対策、テロ対策における基本方針

- 新基準では、万一シビアアクシデントが発生した場合に備え、シビアアクシデントの進展を食い止める対策を要求。
 - また、法目的にテロの発生を想定する旨が追加されたことも踏まえ、テロとしての航空機衝突への対策も要求。
- ① 「炉心損傷防止」、「格納機能維持」、「ベントによる管理放出」、「放射性物質の拡散抑制」という多段階にわたる防護措置
 - ② 可搬設備での対応（米国式）を基本とし、恒設設備との組み合わせにより信頼性をさらに向上
 - ③ 使用済み燃料プールにおける防護対策を強化
 - ④ 緊急時対策所の耐性強化、通信の信頼性・耐久力の向上、使用済み燃料プールを含めた計測系の信頼性、耐久力の向上（指揮通信、計測系の強化）
 - ⑤ **ハード（設備）とソフト（現場作業）が一体として機能が発揮することが重要であり、手順書の整備や人員の確保、訓練の実施等も要求。**
 - ⑥ 意図的な航空機衝突等への対策として、可搬設備の分散保管・接続を要求。信頼性向上のためのバックアップ対策として特定重大事故等対処施設を導入

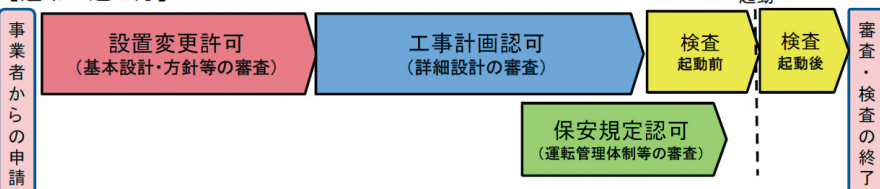
赤線は当方による強調

図2 実用発電用原子炉に係る新規規制基準について 概要22頁

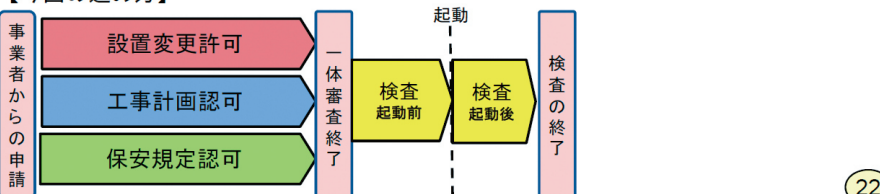
新規規制施行後の当面の審査・検査の進め方（イメージ）

- 通常の審査においては、設置許可、工事計画認可、保安規定認可に係る審査を段階的に実施。
- 今回の審査では、設備の設計や運転管理体制等、ハード・ソフトの両面の実効性を一体的に審査することとし、設置許可、工事計画認可、保安規定認可について、事業者から同時期に申請を受け付け、同時並行的に審査を実施。

【通常の進め方】



【今回の進め方】



【参照資料】原子力規制委員会「実用発電用原子炉に係る新規規制基準について－概要－」2013年7月
https://www.nsr.go.jp/committee/youshikisyu/seihyou_kondan/data/25/0002_07.pdf

考え方としては、ハードウェアに相当する「原子炉設置変更許可審査」が先行します。これは当然のことでしょう。基準に合致したハードウェアを備えていることがまず大切です。そしてハードが基準に合致した形で工事されるかどうか、つまり「工事計画」を審査します。そして、ソフトウェアである「保安規定」を審査します。（図2【通常の進め方】参照）

ところが今回申請では、「原子炉設置変更許可申請」「工事計画認可申請」「保安規定認可申請」を同時に行ってよろしい、再稼働を急いでいるので「一体化審査」を致します、としています。（図2【今回の進め方】参照）

この意味では、今回は例外的な審査進行手順を規制委は採用したわけです。しかし、「原子炉設置変更許可」が決まらなければ、「工事計画認可」の審査ができない、この2つが固まらなければ「保安規定認可」の審査ができない、という審査の本質まで変質するわけではありません。こうしてこの3つの重要な審査申請が許可・認可となつて、はじめて検査が行われ、この検査が終了してはじめて「規制基準に適合（合格）」となります。

これでやっと再稼働のための必要十分条件のうち、最低条件（必要条件）が満たされることとなります。（これではまだ再稼働の十分条件を満たしていませんが、この点は後で見ることになります）

規制基準適合に最低限必須の条件は、①原子炉設置変更許可、②工事計画認可、③保安規定認可、の3つということになります。

こうしてみると2014年12月27日現在、日本で3つの認可・許可を取得した原発は、一つもないことがわかりいただけだと思います。

原発再稼働までの流れ

この規制委の規制基準適合性審査・検査から原発再稼働までの流れをフローチャートにしたのが表 1 です。本来はこれが審査・検査の流れであり、実際にもこの流れで審査が進んでいます。

表 1 でご覧の通り、九州電力川内原発 1・2 号機は現在**(2014 年 12 月 27 日現在)**、原子炉設置変更許可が正式に下りた段階で、現在「工事計画」と「保安規定」の審査が行われています。

また関西電力高浜 3・4 号機については、12 月 17 日に「原子炉設置変更許可審査書案」が規制委員会会合で承認され、これからパブリックコメントにかけられる段階ですから、原子炉設置変更許可の前段階にあります。つまり 2014 年には、規制基準に合格した原発は一つも存在していないのです。

四国電力の伊方原発 3 号機の審査は、まだ原子炉設置変更許可前の段階、この意味では「原子炉設置変更許可審査書案」が出されたばかりの高浜原発 3・4 号機と同じ段階にあります。もちろん「変更許可審査書案」が出された高浜原発 3・4 号機の方がはるかに先行していますが、この先の道のりはまだまだ長いという点では大きくは変わりません。

しかしごく一部の新聞を除いて、圧倒的多数のマスコミは、原子炉設置変更許可が出た段階で、あるいは甚だしい時は「原子炉設置変更許可審査書案」が出た段階で、「再稼働合格」と報道しているのが実情です。**(私が確認した新聞では、ただ 1 社沖縄の琉球新報だけが正確な報道をしていました)** 新聞などマスコミ報道に振り回されずに、冷静に事態を把握する姿勢が必要でしょう。

菅直人氏と田中規制委員長の国会でのやりとり

福島原発事故発生当時の内閣総理大臣で、今は民主党のヒラ衆議院議員として反原発の論陣を張っている菅直人氏は、衆議院・原子力問題調査特別委員会で、原子力規制委員会の田中俊一委員長に次のような質疑をしています。引用します。**(2014 年 11 月 6 日。質疑中継動画からテキスト起こし)**

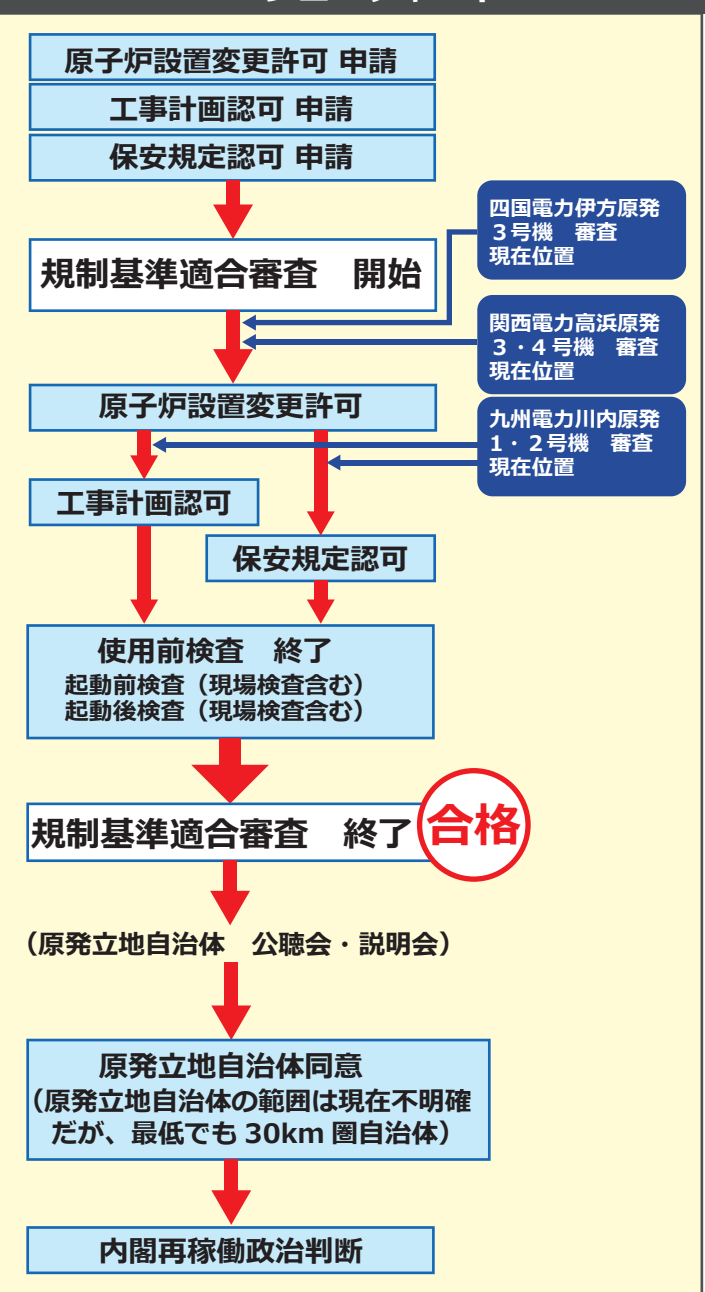
「菅直人氏：現在、川内原発に関しては、**(原子炉)** 設置変更許可が出た段階であって、それに引き続いて工事計画認可、さらには保安規定認可、さらには起動前検査、さらには起動後検査、これらが全部合格というか、承認された後に最終的に決定になると。

ですからまだこの中でいえば一番最初の設置変更許可が出された段階で、その後のことはまだこれからだと。審査を進められていると、こういう理解を私はしているんですが、委員長、そういう理解で間違いありませんでしょうか？

田中俊一氏：ご指摘の通り、間違いありません。

菅直人氏：報道の責任を委員長に申し上げるのは筋違いかとは思いますが、少なくとも私が目にする色んな報道はですね、あたかも、もう審査は終わりましたと。規制委員会の方ですよ。もう認可したんですという報道がなされていますので、少なくとも規制委員会として、そういう報道を目にされた

表 1 原発再稼働許可までの法的手続きフローチャート



【参照資料】『実用発電原子炉に係わる新規規制基準について』2013 年 7 月原子力規制委員会など。

時には、それが正確でないとすれば、規制委員会からもそれは正確ではありませんという、きちんとそのことをいつていただきたいということをお願いを申し上げて置きます」

その後、菅氏に要請に応じて、規制委員会が「原子炉設置許可が出た段階ではまだ規制基準適合審査に合格していません。一部マスコミ報道は正確ではありません」と声明を出した形跡はありません。ことは規制委員会の「規制基準適合性審査」に対する国民一般の理解問題に関わるのですから、重要な問題だと私は思いますが、マスコミのミスリードをあえて規制委は、黙認している気配が感じられます。

さて、その後、仮に規制委の規制基準に合格したとしても再稼働に向けては、最大の難関が待ち受けています。それが表 1 でみるように、「原発立地自治体同意」です。現在のところ、原発立地自治体**(原発地元)**の範囲は不明確で、国民的合意があるわけではありませんが、法的にいった最低限でも「30km 圏」自治体ということになります。

再稼動には最低30km圏自治体の同意が必要

福島原発事故後、原発再稼動にあたっては、現在の原子力規制法体系（[原子炉等設置法](#)、[原子力災害対策特別措置法](#)、[原子力規制委員会設置法](#)、[原子力災害対策指針](#)など）は、原発規制基準合格の他に、最低限 30km 圏自治体の「原発再稼動同意」を必要としている、という点は後でも詳しく見てみます。ともかくこのことを「四国電力伊方原発再稼動問題」にあてはめてみましょう。

表 2 愛媛県東温市議会にて原案可決された
意見書案第 4 号

南海トラフ等巨大地震が想定されるなか、原発事故が起らないということが確保されないかぎり伊方原発を再稼動しないよう求める意見書

福島第一原発事故から 3 年を迎えようとしているが、事故の収束どころか、現在も高濃度放射能汚染水が海に流れつづけ、その解決の目途すら全くたっていない状況にある。

伊方原発の沖合 6km に中央構造線が走っており、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」は巨大地震の震源域を伊方原発のほぼ直下にまで拡大している。

原子力規制委員会が、決定・施行した新「原子力災害対策指針」において、原発事故時の「原子力災害対策重点区域」の範囲を最大 30km 圏まで拡大した。

しかし、福島第一原発事故では、放射能汚染は 30km 圏を超え地図上で確認すると、その濃度は単純に同心円状で拡散するものではないことが明白となっており、風向きや雨等の気象条件によっては伊方原発からの放射能の拡散は 60km から 70km 圏に立地している東温市においても、風評被害を含めて大きな被害を及ぼすこととなる。

よって、国会及び政府においては、原発事故が起らないということが確保されないかぎり伊方原発を再稼動しないよう求める。

なお、エネルギー対策においては脱原発が推進されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 11 月 11 日

愛媛県東温市議会

伊方原発 30km 圏自治体といえば、図 3 でおわかりのように、直接伊方原発が位置している伊方町の他に、八幡浜市、大洲市、伊予市、内子町、西予市、宇和島市、それに山口県の上関町と 8 自治体があります。立地県としては愛媛県と山口県の 2 自治体です。

しかも今の情勢では、法的に見て自治体の範囲は拡大する可能性が大きいのです。「30km 圏自治体」の法的根拠は、原子力災害対策指針が指定する「原子力災害対策重点区域」で、苛酷事故時「広域避難計画」の策定が義務づけられている点にあります。現在原子力規制委員会で検討中ですが、この義務づけ範囲が拡大する可能性があるからです。すでに規制委員会は、原発立地自治体の定義を「特に関心の高い立地及び周辺の自治体」が「立地自治体」として 30km 圏に限っていません。

簡単にいえば、これら自治体の中でどこかの自治体が、「**苛酷事故が起こった時に、避難などできない、避難計画があっても絵に描いた餅だ。こんな危ない原発など再稼動して欲しくない**」と云えば、当該原発は法的に再稼動できないのです。

もちろん自治体の意思表示ですから、それは首長か自治体議会の政治的意思表示でなくてはなりません。

そうした目で見てみると、これら自治体のうち何らかの「再稼動反対」を含めて「再稼動に同意できない」とする意思表示を、自治体に働きかける市民の活動が行われていない自治体は、伊方町を含めて一つもありません。また四国電力がもっとも神経をとがらせている点で、こうした動きを潰そうと全力をあげてこちら働きかけを行っています。

通常こうした市民の活動は、首長に対する「申し入れ」、あるいは地方自治法が認める自治体議会に対する「陳情」「請願」という形をとります。四国の自治体は、ほとんど保守系首長、保守系議員が主導権を握っており、これまではなかなかこうした市民の意思が、自治体の政治意志として表明されることはなかったのです。（これは現在の広島市議会も同様です）

しかし原発問題は、政党支持・党派争いの枠組みを大きく超えて、「住民の生命と生活」に関わる問題だという意識が大きく浸透しつつあることも又事実です。典型的な例は、表 2 に示すように、伊方原発から 60km 圏に位置する東温市議会が原案可決した「原発事故が起らないということが確保されないかぎり伊方原発を再稼動しないことを求める意見書」採択でしょう。

中でのこの意見書は、もし苛酷事故が起れば、「60km 圏から 70km 圏に位置する東温市においても…大きな被害を及ぼすことになる」と述べ、伊方原発再稼動に強い危機感を示しています。原発再稼動問題に、自民党も共産党も、金持ちも貧乏人もありません。保守系議員が主導権を握る東温市議会でも同じ認識を共有するようになっていきます。



30km圏伊予市議会が趣旨採択した 「伊方原発再稼働を認めないよう求める」陳情書

実は伊方原発 30km 圏の愛媛県伊予市議会でも、すでにこうした動きが現実のものとなっています。表 3 は「伊方原発事故を想定した現実的な避難計画が策定されるまで伊方原発の再稼働を認めないよう国に求める意見書を提出すること」を求めた陳情書です。この陳情書は 2014 年の 2 月に伊予市議会に提出されましたが、6 月の定例会で「趣旨採択」されました。人口約 3 万 8000 人の伊予市議会は 20 名の市議会議員がいますが、社民党議員が 1 名、公明党議員が 1 名であとは全て保守系無所属議員です。これまでの常識でいえば、こうした陳情書が趣旨採択などされるはずがなかったケースです。

中で陳情者の稲森時義氏は次のように陳べます。

「伊方原発の再稼働に向け原子力規制委員会の審査が“苛酷事故はあり得る”ことを前提に進められていることに、私たち市民は大きな不安を抱えています」

「私たちの住む伊予市は、伊方原発から 30km 圏にあります。ひとたび苛酷事故が起きれば即刻避難しなければなりません。ですがまだ伊予市の避難計画は現実に対応するものができていない状況です。全市民がどうやって逃げるのか」

「四国電力の再稼働申請を受け規制委員会が審査を続けていることを、このまま座して眺めているのは、苛酷事故の危険を容認することであり、自治体が事故の“後始末”をすることを安請け合いです」

「私たちは、ふるさとを失いたくありません。安心してこの地で暮らし、未来の世代の人々に“原発事故被害”（その本質は放射能被害です）という取り返しのつかない禍根を押しつけることをしないという、最低限の責任を守りたいと思っています」

そして次のように結びます。

「どうか再稼働審査が終わる前に国に対し、“再稼働は認められない”という意思表示をしていただき、市民の命と生活を守っていただきますよう切にお願い申し上げます」

私は陳情者の稲森氏がどういう人物なのか全く知りません。が、稲森氏の切々たる言葉といぶし銀のような知性、そして凜とした姿勢は読む者の胸を激しく揺さぶります。またこのことが、保守系議員が圧倒的多数を占める伊予市議会に趣旨採択させたのだと思います。

私は全国各地に住む無名の、そして無数の稲森氏が、こうして地方自治体首長や自治体議会に働きかけを行い、稲森氏がいうように、私たちの「命と生活を守る」ため、自治体に「原発をこれ以上動かしてはならぬ」という政治的意思表示を表明させ、結果、原発の息の根を止めていくのだ、と思います。こうした政治的意思表示なしには、原発の再稼働を止めることはできない、その意味では、私たち一人一人の意思表示が原発の再稼働を止める、また私たち一人一人にその権能がある、と確信します。

表 3 愛媛県伊予市議会にて 2014 年 6 月 26 日
趣旨採択された陳情

番号：陳情第 2 号
受理年月日：平成 26 年 2 月 13 日
件名：伊方原発事故を想定した現実的な避難計画が策定されるまで伊方原発の再稼働を認めないよう国に求める意見書を提出すること
陳情者：稲森時義

陳情の要旨

福島第一原発事故は 3 年たちましたが、原発からの高濃度放射能汚染水は海に流れ続け、収束の目途が立たないまま国が乗り出す深刻な状況です。また、自民党の東電福島原発事故調査小委員会（村上誠一郎委員長）は、他の原発の再稼働の前に事故原因の徹底究明、特に地震の揺れによる被害の確認が必要だと主張しています。

そのような事態であるのに伊方原発の再稼働に向け、原子力規制委員会の審査が「過酷事故があり得る」ことを前提に進められていることに、私たち市民は大きな不安を抱えています。

電力各社のシナリオでは、全電源喪失から約 20 分後には炉心溶融をし始め、1 時間数十分後には溶融燃料が原子炉圧力容器を抜け出てくる（メルトスルー）過酷事故となるが、格納容器内で冷却することで対応するとしています。そして、国の規制庁は緊急事態時には、電力会社の対応に全て任せ口出しはしないことを請け合っています。

国が今回指定した「UPZ－概ね 30 km・緊急時防護措置を準備する区域」外の福島 原発から 50 km離れた飯館村も全村避難となりましたが、飯館村民は当初何の避難勧告もなく放置され、1 力月間被ばくを強いられました。菅前首相の求めに応じて近藤原子力委員長は、フクシマ事故の最悪のシナリオでは、200 km離れた首都圏 3,000 万人の避難も想定しなければならないとの極秘報告書を出していたことも知られています。

私たちの住む伊予市は、伊方原発から 30 km圏にあります。ひとたび原発事故が起きれば即刻避難しなければなりません。ですが、まだ伊予市の避難計画は現実に対応するものができていない状況です。全市民が一体どのようにして逃げるのか、ヨウ素剤は誰が配り、いつの時点で飲むのか、避難計画を住民にどうやって徹底させるのか等、何ら決まっていません。

伊方原発で過酷事故が起きれば瀬戸内海に放射能汚染水は流され続け、漁業も農業も壊滅的被害をこうむり、市民は多大な被ばくを避けることはできず、何年かかるか先の見えない避難生活もせざるを得ないでしょう。経済は成り立たず、伊予市という自治体の存続さえ脅かされることになるのは、「フクシマ」の現状が証明しています。

四国電力の再稼働申請を受け規制委員会が審査を続けていることを、このまま座して眺めているのは、過酷事故の危険を容認することであり、自治体が事故の「後始末」をすることを安請け合いです。

私たちは、ふるさとを失いたくありません。安心してこの地で暮らし、未来の世代の人々に「原発事故被害」という取り返しのつかない禍根を押し付けることをしないという、最低限の責任を守りたいと思っています。

貴議会におかれましては、どうか再稼働審査が終わる前に国に対し、「再稼働は認められない」という意思表示をしていただき、市民の命と生活を守っていただきますよう切にお願い申し上げます。

<陳情事項>

現実的な避難計画が策定されるまで伊方原発の再稼働を認めないよう国に求める意見書を決議してください。

【参照資料】愛媛県伊予市議会「伊予市市議会会議録検索システム」及び「平成 26 年第 4 回（6 月）伊予市議会定例会議決結果について」
<http://www.city.iyo.lg.jp/gikai/shise/gikai/kaigiroku/jimukyoku/h26-6.html>

最低限 30km 圏地元同意は原子力規制法体系全体が要求する再稼動のための必要十分条件

ここで、このチラシの主要テーマの一つである、「最低限 30km 圏自治体の同意は法的要件」という点をやや詳しく見ておきましょう。この問題が紛糾する原因は、原子力法体系のどこにも「30km 圏自治体の同意は法的要件」と明文化していない点にあります。しかし明文化していないからと言ってそれが法的要件ではない、とはなりません。

原子力規制委員会の法的根拠は原子力規制委員会設置法です。この法律は、整合性をとるため原子炉等規制法を一部変更しなければならなかったほど優先性の高い法律です。その原子力規制委員会は、規制行政の基本に「深層防護」の手法を採用しました。この深層防護の手法は表 4 に見られるがごとく 5 層から成り立ちます。福島原発事故前の規制行政では 3 層までしかありませんでした。いいかえるとシビアアクシデント（以下苛酷事故と表記）を全く想定していなかったのです。「原発安全神話」と言われるゆえんです。これに対して 5 層の深層防護の考え方では、苛酷事故は起こりうるとして第 4 層、第 5 層を加えたのです。5 層の深層防護の考え方では、それぞれの層が独立して機能しなければなりません。ですから第 1 層から第 4 層までが仮に破綻したとしても、第 5 層は独立して機能しなければなりません。

ところで第 5 層における目的達成手段は、実は「広域避難」しかありません。そして現在のところ原子力災害対策指針は、広域避難の範囲を概ね 30km としています。つまり「30km 広域避難」は、規制委の深層防護の重要な手段として完全に組み込まれています。従って「30km 圏広域避難計画」は、深層防護の第 4 層までが破れた場合、唯一取り得る「防護手段」として完全に機能しなければなりません。それが、現在の原子力規制法体系が要求している「法的要求」なのです。

第 1 層から第 4 層までは、「原子炉設置変更許可審査」、それにハードとしての実効性を持たせる「工事計画認可審査」、原子炉設置変更許可審査に対してちょうどソフトウェアの関係にある「保安規定認可審査」を通して、原子力規制委員会がその実効性に対して全面的に責任を負います。

ところが、第 5 層に相当する「広域避難計画」については、その実効性を審査する仕組みを法体系自体が持っていないのです。実に奇妙な話です。（私は、狭く人口の密集した日本で実効性のある広域避難計画の実効性審査などということは不可能として、この実効性審査条項を外したのだと勝手に想像していますが、どちらにしても法令立案担当者にその真意を聞いてみなければわかりません。だれか国会で質問してくれると思うのですが…）

広域避難計画策定の責任はそれぞれの自治体にある

ところで原子力災害広域避難計画の策定責任はそれぞれの自治体にあります。ところが、その避難計画に実効性があるのかどうかを審査する権限は、前述の通り、内閣にも、原子力規制委員会にもありません。田中俊一規制委員長が「第 5 層は規制委の担当外、審査権限はありません」というとおりです。

また伊藤祐一郎鹿児島県知事が川内原発「同意」記者会見で、同意理由の 1 つとして「国の原子力防災会議において避難計画は具体的かつ合理的として確認・了承されたこと」を上げていますが、これなどは噴飯ものです。（まぼろしの第 115 回広島 2 人デモチラシ 9 頁「原発再稼動で生命の問題など起こらない、伊藤鹿児島県知事のホンネ」の項参照の事）

法的に審査権限のない原子力防災会議が確認・了承した、といってもそれは「となりのおっちゃんが大丈夫だと太鼓判を押してくれた」という意味以上ではないのです。なんの法的根拠もありません。

それでは深層防護の第 5 層の実効性は誰がどうやって担保するのでしょうか？ 結局は、避難計画を立案した自治体がそれぞれ「これで大丈夫だ」と自己判定するしかありません。それでは、自治体が「これではダメだ。この避難計画では実効性がない」と判定するとどうなるのでしょうか？ それは現在の法体系では、結局深層防護の第 5 層は、その実効性がないということになり、当該原発は、規制委の第 4 層までの審査いかに関わらず、深層防護体系全体が破れ、当該原発の再稼動は、その十分条件を満たさず、法的に再稼動できない、ということになります。原発地元が原発再稼動に反対、といえ、第 4 層までの規制委審査いかに関わらず、法的に再稼動できないゆえんです。

以上のやりとりは、7 頁・8 頁に掲載した「菅直人議員の原子力問題調査特別委員会」質疑抜粋に詳述していますのでご参照ください。

表 4 原子力規制委員会の採用する深層防護（5 層）の考え方

【深層防護の徹底】目的達成に有効な複数の（多層の）対策を用意し、かつ、それぞれの層の対策を考えると、他の層での対策に期待しない。

多重防護レベル	運転状態	防護目的	目的達成手段
第 1 層	通常運転	異常運転及び故障の防止	保守的設計及び建設・運転における高い品質
第 2 層	予期される異常運転	異常運転の制御及び故障の検出	制御、制限及び防護系、並びにその他のサーベランス
第 3 層	異常運転	設計基準内への事故の制御	工学的安全施設及び事故時手順の整備・確認
第 4 層	シビアアクシデント	事故の進展防止及び重大事故の影響緩和	格納容器の防護を含めたアクシデントマネジメント
第 5 層	シビアアクシデント 影響緩和	放射性物質の放出、放射線影響の緩和	住民広域避難

第 5 層のみ
規制委担当外

【参照資料】『実用発電用原子炉に係る新規規制基準について－概要－平成 25 年 7 月原子力規制委員会』、『IAEA 基準の動向－多重防護(5 層)の考え方等 平成 23 年 3 月 2 日(独)原子力安全基盤機構原子力システム安全部次長山下正弘』、『放射性物質の拡散シミュレーションの試算結果について』(2012 年 10 月 原子力規制庁)』

写真 1 衆議院 原子力問題調査特別委員会 (2014 年 11 月 6 日) で 30km 圏地元同意が再稼動の条件になっているかどうかを質す菅直人議員



【参照資料】衆議院原子力問題調査特別委員会 2014 年 11 月 6 日 菅直人議員質疑動画より (<https://www.youtube.com/watch?v=aybPr7UYF2I>)

【参照資料】衆議院原子力問題調査特別委員会 2014 年 11 月 6 日 菅直人議員質疑動画（この検索語ですぐにヒットします）

「30km 圏地元同意がなければ、原発は稼働できない」を衆議院原子力問題調査特別委員会で確認

菅直人：現在、川内原発に関しては（原子炉）設置変更許可がなされたのが、この 9 月 10 日であって、それに引き続いて工事計画認可、さらには保安規定認可、さらには起動前検査、さらには起動後検査、**これらが全部、合格というか、承認された後に最終的に決定**になると。

ですからまだこの中でいえば一番**最初の設置変更許可が出された段階で、その後のことはまだこれからだと。審査を進められていると**、こういう理解を私はしているんですが、委員長、そういう理解で間違いはないでしょうか？

原子力規制委員会委員長 田中俊一：**ご指摘の通り、間違いありません。**

菅直人：報道の責任を委員長に申し上げるのは筋違いかとは思いますが、少なくとも私が目にする色んな報道ではですね、あたかも、もう審査は終わりましたと。規制委員会の方ですよ。もう認可したんですという報道がなされていますので。少なくとも規制委員会として、そういう報道を目にされた時には、それが正確でないとすれば、規制委員会からもそれは正確ではありませんという、きちんとそのことを言うて頂きたいということをお願いを申し上げておきます。

菅直人：今日は実は九州電力の社長に参考人としておいでいただきたいと言う風にお願いしていたんですが、それがかなわなかった中で、だからというわけではありませんが、東京電力はもちろん事故を起こしただけではなくて、原子力事業者としての立場があります。そこでこの原子力事業者たる電力会社というものが、どういう責任と権限を法律上課せられているのかということについて、少しお聞きをしたいと思います。（**当日出席したのは東京電力常務執行役の姉川尚史氏であるが、姉川氏の資格は東電代表者ではなく、一般電気事業者＝電力会社代表であることを菅氏は確認している**）

現在、炉規制法等（原子炉等規制法：正式には『核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律』）、原子力災害対策特別措置法（『原子力災害対策特別措置法』が正式名称）に原発再稼働に関する規定がいくつかあります。

まず炉規制法では、原子力規制委員会の審査に合格した後でなくては原発を使用してはならない、つまりは**原子力規制委員会に合格をすることが一つの条件**になっております。

他方、原子力災害特別措置法では原子力規制委員会が原子力災害対策指針を定めるとして、その指針に従って地元自治体が地元住民の安全な避難とか、帰還ができる地域防災計画を作ることになっております。

そこでまずあえて原子力事業者である東電、今日は常務においでいただいておりますが、電力会社はですね、この原子力災害対策指針に基づく防災計画、避難とかそういうものが含んだ防災計画についてですね、どのような責任を負っているのか、法律的にどのような責任を負っていると理解されていますか？

東電 姉川尚史：避難については我々の認識、法律の理解は地方自治体の方が責務を負っていると思っております。先ほどから申し上げたのはそれに対して、我々が最大限の貢献をする、協力をするという観点でお答えをしてみました。

菅直人：もう一度確認します。今自治体がと言われましたが少

なくとも原子力事業者である電力会社が最終的な責任を負っているわけではないと。負っていない。そういう意味ですね。今、自治体が、と言われたのは、はっきり教えてください。

姉川尚史：ご回答いたします。ご質問の範囲が住民の方の避難、そしてその後の帰還を的確に行う責任、任務ということでしたので、それについては**自治体さんが法律上も責務を負う**という風になっているというのが私の理解でございます。

菅直人：事業者としては（責任は）ないということですね。

姉川尚史：事業者の一義的な責任ではない、と思っております。

菅直人：まさにそうなんです。事業者の一義的な責任ではないんです。そこでお聞きします。炉規制法でですね、規制委員会の色んな手続きの審査に合格した後でなくては原発を使用してはならないという規定は…これは委員長にお聞きしたほうがいいんでしょうかね。**合格すれば電力会社は独自の判断で再稼働できるという意味なのか**、それとも今の話のようにいくつかの条件、ま、少なくとも 2 つですね。いわゆる新規制基準に基づく判断は、よく委員長が言われるように規制委員会がやるけれども、もう一つ、避難の問題とかについてはもう一つの条件。ここの炉規制法でいうのはあくまでいくつかの条件の中の必要条件として合格した後でなければ原発を使用してはならないと書かれてあるのか、いや、**合格したら事業者の判断でやってもいいという理解なのか**。委員長の見解をうかがいます。

（すなわち、菅氏は、住民避難計画の存在は、再稼働を定めた法体系の中で必要条件なのかどうかを問うている）

田中俊一：まずあの、我々が俗にいう審査、適合性審査っていうのは、よく深層防護が 5 段階あると。で、いわゆる 5 つ目が住民の防災避難計画でございます。（**原子力規制委員会の『深層防護（5 層）』については、6 頁表 4 参照のこと。田中氏は 4 層までは規制委の規制範囲だが、5 層は範囲外である、と述べている**）

その 4 段階までは私共がやります。それで 5 段階の、いわゆる住民の防災避難計画については、これは国の定めでは県、あるいは**当該地方自治体が行うことになっております。そういったものがキチッとできた上でないと現実的には稼働という段階には入らないという風に認識**しております。

これは私も再三申し上げておりますけれども、私どもは、再稼働については申し上げる立場にはないということで、結局事業者だけではなくて、その地域の住民の方々を中心としたそういった**関係者の理解、ご同意が得られなければ、稼働は出来ないだろうと。出来ないはずである**と。思っているところで、そういう風にお答えしているところでございます。

菅直人：もう一度重ねてお聞きします。（**避難計画など防災対策を**）自主的にとかいう表現はですね、やはり曖昧です。法律に基づいてどう判断するかです。今の委員長の発言は 4 層まで、4 段階目までは規制委員会がみると。避難とか何とかについては自分達は判断しないと。しかしその部分についてもキチンと何らかの、これで大丈夫だという決定がなければ再稼働は出来ないという全体の（**法律上の**）体系だと。**5 層目についても何らかの、これで大丈夫だとか、OK だとか、適合しているとか、それがなければ稼働できない、これが全体の法体系だ**と。そういう理解ですか？

＜次ページに続く＞

【参照資料】菅直人（衆院）原子力問題調査特別委員会 2014 年 11 月 6 日 <https://www.youtube.com/watch?v=aybPr7UYF2I>

<前ページより続き>

田中俊一：住民の防災避難計画についての法の定めっていうんですか、それは地方自治体が責任を持って策定をするってことになってますので、そのことが法の定めであろうかと思います。

菅直人：ですから聞いているんです。その部分が法の定めということは、そこがキチンとなっているという何らかの決定とか手続きがなされない限りは、**この炉規制法のほうはあくまで必要条件の一つであって、十分条件ではない**と。そういう理解で、全体の理解はそれでいいのですね？

田中俊一：その通りだと思います。

菅直人：ということはですね、その部分は一体誰が決めるんでしょうか？先ほど東電の常務は自治体といわれましたけれども、自治体が決めるということは、自治体がある意味では承認もできるけれども拒否権も持っているということになります。そういう拒否権を自治体を持っている、あるいは決めることができるという法律をわたくしは知りませんが、どなたか知っている人いますか？経産省でもどこでもいいですよ。

経済産業副大臣 山際大志郎：あの、避難地域防災計画については、これは地方自治体が定めなければならないというふうに義務付けられておりますので、定めなくてもいいんだということはないと思います。ですから、地方自治体を作るということでございます。

菅直人：全く答えになっていません。私は地方自治体を作ること否定しているわけではありません。地方自治体がつくることになっているんです。そのなっている自治体が、最終的にこれで大丈夫と判断するのか、これでダメと判断するのか、そこに判断の権限を与えているんですか、と聞いているんです。答えられますか？

山際大志郎：法令上の、という話でございますので、その地方自治体のつくった地域防災計画それがどのようなものであるかということ、**法令上審査をするということにはなっておりません**。

菅直人：まさにその通りで、審査をすることになっていないということは、それを最終的に決める手続きがないということではないですか。（菅氏は、深層防護 5 層のうち、4 層までは審査が必要と明確に規定しているが、肝心の 5 層については、審査の規定がない、この法体系上の不備を突いている）

現実に川内原発の周辺では 30km 圏の自治体の中でも、確かに議会で薩摩川内市のように再稼働に賛成する決議も出されています。しかし他のいちき串木野市とか、姶良市のように、場合によったら廃炉まで求めている決議も出ているんです。これ、同じ 30km 圏の自治体です。そうすると、今のお話ですと、**自治体が駄目だと言った時に、いや自治体が例え駄目だと言おうとも、それでやれるんだと言う法律はない**ということですよ。そうすると、ちょうど、東電の常務には気の毒ですが、もう一つだけお聞きします。最後に事実、行動として、再稼働するかどうか、簡単に言うと制御棒を抜いて反応をはじめるという、それがスイッチなのかレバーなのか知りませんが、それは事業者がやることになります。

そのときに今のような、問題が曖昧のままでやることができるんですか？それとも何か、政府からの明確な手続きに基づく命令とか指示とかがなければやれないということなんですか、どうですか？

姉川尚史：ご回答いたします。法律についての理解は先ほどお答えしましたけれども、我々事業者が制御棒を抜いて稼働するという準備のためにはですね、地域防災計画が定まっていることが必要ですし、我々の事業者防災業務計画がそれに整合するものでなければなりませんし、これを定めるにあたってはガイドラインが規制委員会からも定めておりますので、それに従っているものになっている必要があります。従ってそれに則した防災計画が、地域と我々で出来ていれば、出来ていればという条件ですが、防災についての一定の対応ができていないかと私は理解しております。

菅直人：そうすると例えば 30km 圏のある自治体がですね、それは困ると。安全に逃げられる条件にないと。だからそれは困るといえば、稼働は出来ないという理解ですね？今の話は。

姉川尚史：現在法律で定めている地域防災業務計画の義務があるのは立地している県、立地している地方自治体と理解しておりまして、その 3 者の地域防災計画が定まっていることが条件だと私は理解しております。

菅直人：その理解はちょっとおかしいんじゃないですか？つまり原子力災害対策指針を出されているのは原子力規制委員会ですよ。そこで概ね 30km という UPZ を指示して、そういう自治体にも地域防災計画を作るようにという指示が出ているんですよ。指示が出ているのは、立地県と立地自治体（**直接立地自治体と言う意味**）だけではありませんよ。今のは元々の根っこが間違っているんじゃないですか？

姉川尚史：失礼いたしました。私の回答を訂正いたします。地域防災業務計画は 30km 圏のものでございます。

菅直人：ということは先ほどのと重ねて言うと、**30km 圏自治体がこれでいいと言わないと、スイッチは押せない**。そういう理解でいいんですね？

姉川尚史：はい、えー。・・・**地域防災計画が定まっていない、すなわちご理解を頂いていないということであれば、我々事業者として条件が十分ではない**と。再稼働の条件が十分ではないというふうに認識しております。（姉川氏はここでも重要なことを述べている。すなわち少なくとも電気事業者は、地域防災計画が定まっていない＝30km 圏の自治体が原発再稼働に理解を示していない、と解釈する、と述べている点だ）

菅直人：**大変重要な回答を事業者からいただきました**。何故こういう事を言うかということ、一部にですね、規制委員長もよくわかりでしょうけども、規制委員会が合格を出したら、あとは電気事業者なり原子力事業者が、自由に、あとは任せられたんだというような言い方を時々する役所の説明が時々あるんですね。それホントにいえるの？という、いやそれはちょっと、国会では言えませんと言って撤回しますが。ですから私は逆に、そういう風に最後の最後ですね、電気事業者が、原子力事業者が判断したんだという風になるのではないかと心配したわけですが、**少なくとも、今の常務の認識、原子力事業者の認識はですね、そういった 30km 圏の自治体がキチンと了解したということがない限りはやるべきじゃない、やらない、ということ**を言われたので、これは大変大きな、この問題での大きな発言として受け止めておきたいと思います。以上で終わります。

（菅氏の質疑は極めて重要である。法体系の不備を突きつつ 30km 圏自治体同意は再稼働の法的十分条件であることを国会の場で認めさせたことになるからだ）